用語説明

景観法

日本初の景観に関する総合的な法律として 2004 年 6 月制定。(施行は 12 月)

内容として以下を定める。(1)良好な景観の保全·形成に関する基本理念や住民、事業者、行政の責務。(2)景観計画の策定手続きや土地利用に係る行為規制。(3)景観重要建造物、景観重要樹木といったランドマークの保全。(4)景観重要公共施設の景観計画に即した整備。(5)景観地区の指定等都市計画との調整。(6)景観協定、景観整備機構等の仕組み。

景観行政団体

景観法に基づく諸施策を実施する行政団体。地方自治法上の指定都市、中核市の区域にあってはそれぞれ当該市が、その他の区域にあっては都道府県がなるが、その他の市町村も都道府県との協議・同意があれば都道府県に代わって景観行政団体になることができる。

景観行政団体は、景観計画の策定・変更と景観計画に基づく行為の規制などの業務を行う。

景観計画

景観法に基づき、景観行政団体が良好な景観の保全・形成を図るため定めた計画。

景観法の基本となる仕組みであり、(1)景観計画区域、(2)景観計画区域における良好な景観の保全・形成に関する方針、(3)良好な景観の保全・形成のための行為の制限に関する事項、(4)景観重要建造物・樹木の指定の方針等を定めることとされている。

風致地区

風致地区とは,樹林地,水辺などの良好な自然的要素に富んだ地域等を都市計画に基づき指定し,その風致を維持し都市環境の保全を図るため定める地区。

近畿圏整備法

近畿圏の整備に関する総合的な計画を策定し、その実施を推進することにより、首都圏と並ぶわが国の経済、文化等の中心としてふさわしい近畿圏の建設とその秩序ある発展を図ることを目的とした法律。

開発行為

建築物の建築などを目的に、土地の区画を分割・統合したり、造成工事をしたり、農地から宅地へ地目を変更するなど「土地の区画形質の変更」をする行為を指す。

森林法

森林の保護・培養と森林生産力の増進に関する基本的事項を規定する法律。

市街化調整区域

都市計画法に定める都市計画区域のうち、市街化が抑制される区域。宅地造成などの開発は原則として 制限される。

景観農業振興地域整備計画

景観農業振興地域整備計画は、景観計画区域内にある農業振興地域において、市町村が定めることができ、景観農業振興地域整備計画の区域、区域内における景観と調和のとれた土地の農業上の利用に関する事項などを定める。

景観重要公共施設

景観法の規定に基き定められた景観計画において景観重要公共施設とされた公共施設。

景観計画区域内の景観上重要な公共施設について、あらかじめ景観行政団体と公共施設管理者が協議し、同意をした場合、景観重要公共施設として景観計画に位置づけることが可能になる。景観重要公共施設として定められた公共施設は、景観計画に即して整備されることが義務付けられるが、一方で、公共施設の整備法に関して景観配慮の特例規定が設けられ、景観計画との整合が図られる仕組みとなっている。

景観重要建造物

景観行政団体の長が、景観法の規定に基づき景観計画区域内において指定した、地域の景観上の核となるような景観上重要な建築物、工作物。

指定された景観重要建造物については、管理行為等を除いて現状変更は、景観行政団体の長の許可が必要となる。

景観整備機構

景観法に基づく景観区域において、良好な景観の保全・形成に関して様々な活動を行う NPO 法人や公益法人等の団体で、景観行政団体から景観整備機構として指定された団体。

景観に関する住民の取り組みに関して情報提供等の支援を行うこと、所有者と協定を結び景観重要建造物や景観重要樹木の管理、良好な景観形成に関する調査・研究などを行う。

景観協議会

景観法に基づく景観計画区域において、景観に関するルールづくりなど良好な景観の形成に関する協議を行うために設けられた機関。

景観行政団体、公共施設管理者、景観整備機構、関係する他の公共団体、必要に応じて公益事業者、 住民等の関係者を加えて組織される。

景観計画区域

景観法に基づき、景観行政団体が良好な景観の保全・形成を図るため策定した景観計画の計画区域。 区域内では景観計画に基づき、良好な景観の保全・形成のため、ゆるやかな規制・誘導が行われる。

景観協定

景観法の規定に基き、景観区域内の一団の土地の所有者、借地権者の全員の合意により結ばれた、良好な景観の形成に関する協定。

良好な景観の形成に関する事柄をソフト面まで含めて、住民間の協定により一体的に定めることができる 仕組みであり、住民間の契約であるという協定の特質から、景観計画区域や景観地区で定めることができな い事柄についても定めることが可能である。

近郊緑地保全区域

無秩序な市街化の防止や、住民の健全な心身の保持・増進、公害や災害の防止、文化財や緑地や観光 資源等の保全などを目的として指定される。

保安林

公益目的を達成するために、伐採や開発に制限を加える森林のことである。農林水産大臣または都道府 県知事が森林法第 25 条に基づき保安林として指定される。

自然環境保全地域

自然環境を保全することが特に必要な地域として環境大臣または都道府県知事により指定される。

森林銀行制度

林業者の高齢化、木材不況による後継者不足、相続税対策から森林を保持していく事が困難となった所有者から森林を保全する事に協力的な市民・企業に森林を斡旋する制度。

森林保全協定

森林銀行制度により、市・緑化森林公社・森林所有者との間で締結した森林保全の協定。

市民林業士

森林業についての研修を行い知識・技能を修得してもらい、山林における保全、整備等の森林づくりに 参画してもらう制度。

緑地環境保護地区

緑地環境を形成し、かつ、規則で定める基準以上の面積を有する土地の区域であって、自然的社会的 諸条件からみて当該緑地環境を保護することが特に必要な地区。

樹林保護地区

規則で定める基準に該当する樹木の集団が所在する土地の区域であって、その美観風致を維持するために保護を必要とする地区。

保護樹木

規則で定める基準に該当する樹木であって、その美観風致を維持するために保護を必要とする樹木。